

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県平塚市長

公表日

令和6年11月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要) 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 (1) 介護保険の資格に関する事務 (2) 介護保険料の賦課徴収に関する事務 (3) 介護保険の要介護認定に関する事務 (4) 介護保険給付に関する事務</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容) 介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 介護保険被保険者証の交付 (2) 介護保険被保険者証の再交付申請の受理 (3) 介護保険被保険者証の返還の受理 (4) 介護保険料額(減免)決定 (5) 介護保険料額の変更決定 (6) 介護保険料の還付及び充当 (7) 要介護認定新規申請・更新申請・変更申請の受理 (8) 要介護認定新規申請・更新申請・変更申請の審査及び決定 (9) 居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請の受理 (10) 居宅介護(予防)福祉用具購入費支給の審査及び決定 (11) 居宅介護(予防)住宅改修費支給申請の受理 (12) 居宅介護(予防)住宅改修費支給の審査及び決定 (13) 居宅介護(予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書管理 (14) 特例居宅介護(予防)サービス費等支給申請の受理 (15) 特例居宅介護(予防)サービス費等支給の審査及び決定 (16) 調整交付金の算定 (17) 高額介護(予防)サービス費支給申請の受理 (18) 高額介護(予防)サービス費支給の審査及び決定 (19) 高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請の受理 (20) 高額医療合算介護(予防)サービス費支給の審査及び証明書の発行 (21) 特定入所者介護(予防)サービス費支給申請の受理 (22) 特定入所者介護(予防)サービス費支給審査及び認定証の発行 (23) 保険料滞納に係る支払い方法の変更 (24) 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の決定 (25) 旧措置入所者に対する施設介護サービス費支給申請の受理 (26) 旧措置入所者に対する施設介護サービス費の審査及び決定 (27) 介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更申請の審査及び決定 (28) 公金給付を実施するための公金受取口座情報の取得</p>
③システムの名称	介護保険システム 中間サーバー 共通基盤システム(庁内連携システム) 団体内統合宛名システム 国保連合会伝送通信ソフト 神奈川電子自治体共同運営サービスによる電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条1項、別表100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<特定個人情報の提供ができる根拠規定> ・番号法第19条第8号 別表100の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 2の項、3の項、7の項、11の項、15の項、42の項、56の項、65の項、69の項、80の項、 83の項、86の項、87の項、108の項、115の項、125の項、128の項、131の項、132の項、 144の項、161の項、 第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、 第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第133条、第134条、 第146条、第163条 <特定個人情報の照会ができる根拠規定> ・番号法第19条第8号 別表100の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 131の項、132の項、第133条、第134条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	平塚市 市民部 市民情報・相談課 情報公開担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号 (0463)21-8764
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	平塚市 福祉部 介護保険課 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-8790
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、83、87、90、94、95) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、17、22、26、39、33、39、42、43、56-2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、109、117、120) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項)	事前	介護保険給付等関係情報以外に当該から提供する特定個人情報があることが判明したため追加。 情報提供ネットワークシステムに接続する前の改修のため提出時期は事前とする。
平成28年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、83、87、90、94、95) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第83、95項)を削除	事前	日本年金機構による個人番号の利用が延期となったため削除。 情報提供ネットワークシステムに接続する前の改修のため提出時期は事前とする。
平成29年3月24日	特定個人情報を取り扱う事務—③システム名称	介護保険システム 中間サーバー 共通基盤システム(庁内連携システム) 団体内統合宛名システム	介護保険システム 中間サーバー 共通基盤システム(庁内連携システム) 団体内統合宛名システム 国保連合会伝送通信ソフト	事前	国保連合会が保険者共同処理業務において特定個人情報を利用することになったため追加。 国保連合会伝送通信ソフトの番号制度対応前であるため提出時期は事前とする。
平成29年4月28日	評価実施機関における担当部署—②所属長	介護保険課長 河野 滋之	介護保険課長 小林 光徳	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年11月30日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、109、117、120項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、109、119項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第2の改正により、法令上の根拠の変更。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、109、119項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、108、109、119項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2、3、8号、第3条第3、4、9号、第5条第2号、第6条第1、5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1号、第24条の2第1、3、7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2、4、8号、第32条第1、2、3号、第33条第5号、第43条第3号、第43条の2第8号、第44条第1号、第47条第1項第1号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号 ※別表第2 第1、4、30、88、90、106項については未制定 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項第1号から第23号、同条第2項	事後	当該項番の提供の可能性があることが判明したため追加。 本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
令和1年10月10日	I 関連情報 B. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	平塚市 福祉部 介護保険課 介護保険料担当	平塚市 福祉部 介護保険課	事後	問合せの内容により、担当が異なることがあるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月10日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、108、109、119項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2、3、8号、第3条第3、4、9号、第5条第2号、第6条第1、5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1号、第24条の2第1、3、7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2、4、8号、第32条第1、2、3号、第33条第5号、第43条第3号、第43条の2第8号、第44条第1号、第47条第1項第1号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号 ※別表第2 第1、4、30、88、90、106項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項第1号から第23号、同条第2項</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、108、109、117、120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2、3、8号、第3条第3、4、9号、第5条第2号、第6条第1、5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1号、第24条の2第1、3、7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2、4、8号、第32条第1、2、3号、第33条第5号、第43条第3号、第43条の2第8号、第44条第1号、第47条第1項第1号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号 ※別表第2 第1、4、30、88、90、106、117項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項第1号から第23号、同条第2項</p>	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が令和元年10月1日に改正されることに伴い、令和元年8月31日に特定個人情報保護評価の再実施を行う。よって提出時期は事前とする。
令和1年10月10日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、108、109、117、120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2、3、8号、第3条第3、4、9号、第5条第2号、第6条第1、5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1号、第24条の2第1、3、7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2、4、8号、第32条第1、2、3号、第33条第5号、第43条第3号、第43条の2第8号、第44条第1号、第47条第1項第1号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号 ※別表第2 第1、4、30、88、90、106、117項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項第1号から第23号、同条第2項</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、108、109、117、120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2、3、8号、第3条第3、4、9号、第5条第2号、第6条第1、5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、2、6号、第24条の2第1、3、7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2、4、8号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第8号、第44条第1号、第47条第1項第1号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号 ※別表第2 第1、4、30、88、90、106、117項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項第1号から第23号、同条第2項</p>	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による項ずれを反映。また、同命令第22条の2第2号及び第6号に基づく提供の可能性があることが判明したため追加。政令施行後の変更のため、事後となった。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月27日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、108、109、117、120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2、3、8号、第3条第3、4、9号、第5条第2号、第6条第1、5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、2、6号、第24条の2第1、3、7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2、4、8号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第8号、第44条第1号、第47条第1項第1号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号 ※別表第2 第1、4、30、88、90、106、117項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項第1号から第23号、同条第2項</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2、3、8号、第3条第3、4、9号、第5条第2号、第6条第1、5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第1、3、7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2、4、8号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第10号、第44条第1号、第47条第1項第1、16号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号 ※別表第2 第1、4、30、88、90、95、106、117項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項第1号から第23号、同条第2項</p>	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による号ずれを反映。また、項番の記載漏れがあったため変更。
令和3年11月15日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2、3、8号、第3条第3、4、9号、第5条第2号、第6条第1、5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第1、3、7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2、4、8号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第10号、第44条第1号、第47条第1項第1、16号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号 ※別表第2 第1、4、30、88、90、95、106、117項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第93、94項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項第1号から第23号、同条第2項</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2、3、8号、第3条第3、4、9号、第5条第2号、第6条第1、5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第1、3、7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2、4、8号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第10号、第44条第1号、第47条第1項第1、16号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号 ※別表第2 第1、4、30、88、90、95、106、117項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第93、94項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項第1号から第23号、同条第2項</p>	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による号ずれを反映。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月20日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第2、3、8号、第3条第3、4、9号、第5条第2号、第6条第1、5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第1、3、7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2、4、8号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第10号、第44条第1号、第47条第1項第1、16号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号 ※別表第2 第1、4、30、88、90、95、106、117項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第93、94項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項第1号から第23号、同条第2項</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第3、4、9号、第3条第4、5、10号、第5条第2号、第6条第2、6号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第1号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第3、5、9号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1、3号、第31条の2の2第4、6、10号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第10号、第44条第1号、第47条第1項第1、40号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号 ※別表第2 第1、4、30、88、90、95、106、117項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第93、94項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項、同条第2項</p>	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による号ずれを反映。
令和4年11月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年8月31日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	令和5年1月から公金受取口座を活用した公金給付業務の運用が開始に伴う評価の再実施によるもの。
令和4年11月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年8月31日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	令和5年1月から公金受取口座を活用した公金給付業務の運用が開始に伴う評価の再実施によるもの。
令和4年11月18日	特定個人情報を取り扱う事務—③システム名称	介護保険システム 中間サーバー 共通基盤システム(庁内連携システム) 団体内統合宛名システム 国保連合会伝送通信ソフト	介護保険システム 中間サーバー 共通基盤システム(庁内連携システム) 団体内統合宛名システム 国保連合会伝送通信ソフト 神奈川電子自治体共同運営サービスによる電子申請システム	事前	令和5年1月より、神奈川電子自治体共同運営サービスによる電子申請システムを活用した電子申請の受付を開始するため。
令和4年11月18日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	「追加記載」	(28)公金給付を実施するための公金受取口座情報の取得	事前	令和5年1月から公金受取口座を活用した公金給付業務の運用が開始されるため。(中間サーバーに登録されている公金口座情報を取得するが本人同意に基づく取得であり、漏洩等のリスクの変動はなし。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月20日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第3、4、9号、第3条第4、5、10号、第5条第2号、第6条第2、6号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第1号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第3、5、9号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1、3号、第31条の2の2第4、6、10号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第10号、第44条第1号、第47条第1項第1、40号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号 ※別表第2 第1、4、30、88、90、95、106、117項については未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第93、94項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項、同条第2項</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、93、94、95、97、106、108、109、117、120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第3、4、10号、第3条第4、5、11号、第5条第2号、第6条第2、6号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第1号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第3、5、9号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1、3号、第31条の2の2第4、6、10号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第11号、第44条第1号、第44条の4第1号、第47条第1項第1、40号、同条第2項、第49条第2号、第55条第2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第93、94項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項、同条第2項</p>	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による号ずれを反映。
令和5年10月20日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、93、94、95、97、106、108、109、117、120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第3、4、10号、第3条第4、5、11号、第5条第2号、第6条第2、6号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第1号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第3、5、9号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1、3号、第31条の2の2第4、6、10号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第11号、第44条第1号、第44条の4第1号、第47条第1項第1、40号、同条第2項、第49条第2号、第55条第2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第93、94項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項、同条第2項</p>	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、93、94、95、97、108、109、117、120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第3、4、10号、第3条第4、5、11号、第5条第2号、第6条第2、6号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第1号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第3、5、9号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1、3号、第31条の2の2第4、6、10号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第11号、第44条第1号、第44条の4第1号、第47条第1項第1、40号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第93、94項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条第1項第1号から第7号、同条第2項、第47条第1項、同条第2項</p>	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による号ずれを反映。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月16日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、93、94、95、97、108、109、117、120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第3、4、10号、第3条第4、5、11号、第5条第2号、第6条第2、6号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第1号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第3、5、9号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1、3号、第31条の2の2第4、6、10号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第11号、第44条第1号、第44条の4第1号、第47条第1項第1、40号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、93、94、95、97、108、109、117、120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第4、5、11号、第3条第5、6、12号、第5条第2号、第6条第3、8号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第1号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第3、5、9号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1、3号、第31条の2の2第4、6、10号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第11号、第44条第1号、第44条の4第1号、第47条第1項第1、40号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による号ずれを反映。
令和6年5月8日	II しきい値判断項目_1. 対象人数、2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事前	仮想化基盤のクラウド化によりデータの保管場所が平塚市役所本庁舎からクラウドに変更されるため、提出時期は事前
令和6年11月19日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第68項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条第1項第1号から第14号、同条第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事前	特定個人情報保護評価指針の一部改正による、基礎項目評価書の様式改定に伴う項目修正
令和6年11月19日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、93、94、95、97、108、109、117、120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条第4、5、11号、第3条第5、6、12号、第5条第2号、第6条第3、8号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第1号、第15条第3号、第19条第1号、第22条の2第1、3、7号、第24条の2第3、5、9号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1、3号、第31条の2の2第4、6、10号、第32条第1、2、3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第11号、第44条第1号、第44条の4第1号、第47条第1項第1、40号、同条第2項、第49条第2号、第55条第1、2、8、9号、第55条の2第1号、第59条の3第3号	<特定個人情報の提供ができる根拠規定> ・番号法第19条第8号 別表100の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 2の項、3の項、7の項、11の項、15の項、42の項、56の項、65の項、69の項、80の項、83の項、86の項、87の項、108の項、115の項、125の項、128の項、131の項、132の項、144の項、161の項、 第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第133条、第134条、第146条、第163条	事前	特定個人情報保護評価指針の一部改正による、基礎項目評価書の様式改定に伴う項目修正
令和6年11月19日	IV リスク対策 ・8 人手を介在させる作業	特定個人情報保護評価指針の一部改正により、基礎項目評価書新様式改正のため、項目なし	8 人手を介在させる作業 [O] 人手を介在させる作業はない	事前	特定個人情報保護評価指針の一部改正による、基礎項目評価書の様式改定に伴う項目修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月19日	IV リスク対策 ・11 最も優先度が高いと考えられる対策	特定個人情報保護評価指針の一部改正により、基礎項目評価書新様式改正のため、項目なし	<p><最も優先度が高いと考えられる対策> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <当該対策は十分か> 十分に行っている。 <判断の根拠> 当該事務においては、特定個人情報を新たに入手する該当事務はなく、情報照会等で特定個人情報を扱った際は、全てログを管理している。また定期的に情報照会等の作業に伴うログについては点検を行い、不正ログがないか確認を行っている。 事務取扱担当者は、離席時のシステムからのログアウトの徹底、また一定の時間が経過すると自動的にログアウトする仕様になっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事前	特定個人情報保護評価指針の一部改正による、基礎項目評価書の様式改定に伴う項目修正